

解説



IASB-IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準) の概要

* 「SME」とは「Small and Medium-sized Entities」のこと

日本公認会計士協会常務理事／IASB・SMEワーキンググループメンバー こみやまみつる 小見山 満

日本公認会計士協会業務本部 いしいかずとし 石井 和敏

1 はじめに

国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)は、2009年7月9日に、IFRS for SMEs(中小企業向け国際財務報告基準(以下「SME基準」という。))を公表した。本稿では、SME基準の概要を説明することとしたい。文中の意見にわたる部分は、筆者の私見である。

2 本SME基準の公表の経緯

(1) 経緯

SME基準の「結論の根拠(Basis for Conclusions)」では、本SME基準の作成の経緯についての詳細な記述がある。すなわち、2000年に国際会計基準委員会(IASC)からIASBに改組されたときから、中小企業(以下「SME」という。)会計についての問題を認識していること、2002年に国際会計基準委員会財団(以下「IASCF」という。)の評議会(Trustees)から、SMEについて調査研究の取組みを支援する旨の報告があっ

たこと、2004年6月にディスカッション・ペーパーを公表したこと、2005年7月に国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の枠組みにおいて、SMEと新興国の特別なニーズに合わせてSME向けIFRSを作成する旨のIASCFの定款を、一部追加的に変更したこと、ワーキンググループの設置と開催(筆者・小見山 満日本公認会計士協会常務理事がメンバー)、基準諮問会議(SAC)や世界会計基準設定主体(WSS)会議での報告、2007年2月の公開草案の公表、公開草案期間中のフィールドテストの実施など、プロジェクト開始から相当な年月をかけてIASBで検討した経緯についての記述がある。

この経緯の記述により、SME向けIFRSを設定する目的は完全版IFRS(以下「full IFRS」という。)の簡素化を図ることとはいえ、IASBが設定するものである以上、通常と同様の設定プロセスを経ている一方で、SME向け財務報告基準はIASB以外の者が設定すべきではないか、各国の会計基準設定主体はIASBの活動を支援してくれるかといった懸念に対

して、利用者のニーズの違いやコスト・ベネフィット等を考慮しながら、徐々にそして着実に、検討、開発を進めてきたことがうかがい知れる。

なお、基準の適用上の問題等を探るために行ったフィールドテストは、各国関係機関の協力も得て、20か国116企業が参加している。参加企業のおよそ35%が従業員11人~50人の企業、35%が従業員10人未満の企業であり、公開草案へのコメントとともに、フィールドテスト参加企業の意見も反映して、SME基準は設定されている。

(2) SME向けIFRS設定の必要性

高品質のIFRSは、財務情報の比較可能性を高めるなどの便益をもたらすが、そのような便益は、資本市場で証券が取引されるような企業に限らず、SME又はSMEの財務情報の利用者にももたらされるものである。具体的に、SMEの財務情報が必要となる理由として、以下が示されている。

- ① 銀行は、国境を越えて融資を行っており、多国籍に活動している。
- ② 売り主は、取引の前に買い主の

財務情報を評価したい。

- ③ 信用格付け会社は、財務数値に基づき国境を越えて格付けを行う。
- ④ 多くのSMEは、海外の取引先を有し、その取引先の財務諸表を利用して、長期的な業務提携の可能性を評価する。
- ⑤ 海外の出資者は日々の経営に関与しないため、一般目的財務諸表を作成するための国際的な財務報告基準によるSMEの財務報告が(出資の上で)非常に重要となる。

3 SME基準概論

(1) 構成

① 構成

SME基準の全体の構成は、基準本体と用語集を含め35章で約230頁、結論の根拠が約50頁、財務諸表開示例及び開示のチェックリストが約65頁の合計約350頁弱と相当膨大なものである。しかし、それでもIASBはfull IFRSと比べるとおよそ85%以上を減らし、用語集や表示のチェックリストまで提示することで、SMEの実施可能性を意識したものと考えている。また、今後、2009年後半には、SME基準に関する研修教材を、複数の言語によって公表することが予定されている(主に途上国向けに研修を行っていくことを前提とされる)。

② 概念フレームワーク

SME基準は、財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素、認識と測定などの概念フレームワークを抜粋して記載されている。その上でIASBは、利用者のニーズとコスト・ベネフィットを考慮するという方法により、SME基準を設定している。これは、SMEの財務諸表の利用者のニーズと

一般への説明責任を負う企業(後述)の財務諸表の利用者のニーズは共通点が多いためである。ただし、現在、IASBでは、概念フレームワークについて、フェーズを区切って再検討中であるが、特に、公開草案を公表済みのフェーズAで扱った目的と質的特性について、SME基準では、当該公開草案の内容を反映していない。なお、第2章第13項及び第14項のコスト・ベネフィットの項目において、便益を享受する者として、外部利用者に加え、経営者の意思決定にも有用かもしれないなどの記述が加筆されている。

③ 別建てで独立した文書

SME基準は、IFRSの枠組みの中ではあるものの、full IFRSとは「別建てで独立した文書(stand alone document)」として策定されている。

公開草案では別建て文書としながらも、SME基準上においてfull IFRSを参照させるクロスレファレンスが多用いられていた。つまり、(a)SMEによく発生する会計事象を基準に組み込み、逆に、SMEには発生しない事項を削除したため、該当する規定がない場合には、full IFRSをクロスレファレンスにより参照すること、(b)複数の会計処理のうちから会計方針を選択できる場合には、基準にはより簡単な処理を記載し、その他の方法については、full IFRSをクロスレファレンスにより参照することとなっていた(基準を薄くするためにも役立つものと認識されていた)。

しかし、別建て文書化を一層推し進める必要があるというコメントや、full IFRSの改訂に伴って自動的に参照先も改訂されるかどうかを確認しなければならない「バージョン・コ

ントロール」の問題を検討した結果、公開草案時に23か所あったクロスレファレンスによるfull IFRSの参照をほぼすべて削除し、できるだけSME基準そのものに組み込むこととなった。同様の趣旨から、公開草案第10章第4項に記載のあった、他の会計基準設定主体の文書を参考にしてもよい旨も削除され、本SME基準のみで完結し得るような策定方法が推し進められた。

ただし、後述の金融商品会計基準においては、SME基準とIAS第39号「金融商品：認識と測定」の選択適用を認めるとともに、IAS第39号を適用して会計処理したとしても、開示をIFRS第7号「金融商品：開示」ではなく、SME基準に従ってよい旨が新たに追加されていることが、SME基準上、唯一のfull IFRSへの参照となっている。

④ 解釈指針

full IFRSに関しては、さまざまな解釈指針が公表されているが、SME基準作成に当たって、複数の解釈指針をSME基準本体に組み込んで記載している。適用上の解釈問題の解決は、SME基準本体を直接改訂し、今後もSME基準に関する解釈指針は公表される予定はないと思われる。

(2) 改訂の頻度

公開草案では、およそ2年ごとに改訂することが提案されていたが、SME基準においては、基準公表後2年間でSME基準の適用状況进行评估し、その後に改訂作業に取り組むため、3年ごとに見直すこととされた。また、適用時期についても、SME基準改訂から1年の猶予を持たせるということを明示している。

(3) SMEの定義

① 規模の判定基準

公開草案においては、どのような会社を想定するかを決めないと議論がまとまらないこともあり、便宜的に従業員がおよそ50人程度の会社に焦点を当てた旨を明示していた。しかし、SME基準におけるSMEの定義の考え方は、あくまでも中なのか小なのかという規模を基準としたものではない上、SMEの定義における人数規模は、各国のSME基準適用の判断にも影響することから、従業員50人という目安も削除された。その結果、収益、資産、従業員などの数値基準は一切有しないこととなった。

また、かなり多くの国では、micro（零細）企業について取り上げるべきとの主張があった。しかし、SME基準は一般目的財務諸表を作成するSMEのためのものであり、零細企業は主に課税所得計算の目的で税法に従った処理を行い、申告をするのみであるため、すべての零細企業に一般目的財務諸表の作成が必要かどうかということ、さらにIASBの調査では、50以上の国や地域において、零細企業を含めてすべての企業にfull IFRSを求めている（又は認めている）ことから、たとえ零細企業であっても、SME基準は有用で適用可能であるとIASBは考えており、零細企業向けの会計基準は設定しないとしている。

② 一般への説明責任を有しない事業体

SME基準におけるSMEとは、一般への説明責任（パブリック・アカウントビリティ）を有しない事業体である。具体的には、公開市場において負債又は持分金融商品が取引されていないこと、銀行や保険会社など

のように受託者の資格で資産を保有していないことなどが挙げられる（なお、公開草案からの変更点として、SME基準では、公開市場及び受託者に該当しない者について具体例を提示し、明確化している）。

現在、SME基準として公表されている本基準の名称は、公表直前の2009年3月のIASBボード会議においてもまだ決まらず、パブリック・アカウントビリティを有しない事業体、すなわち、ノン・パブリック・アカウントビリティ・エンティティ（NPAE）向け会計基準とされていたが、2009年4月の会計基準設定主体（NSS）会議にてやっと名称がSME基準として確定されたほど、NPAEは重要な考え方である。なお、最終的に本基準の名称がNPAEとされなかった理由は、(a)用語に否定が入ることは好ましくないこと、(b)すべての企業が何らかの説明責任を負うこと、(c)用語や翻訳が困難ということであった。

③ 上場している中小企業

SME基準を適用するか否かは各国が決定する事項であるが、SME基準はあくまでも一般への説明責任を有しない企業を念頭に置いて作成されたものである。たとえ規模的にはSMEであっても上場している場合には、パブリック・アカウントビリティを有する企業に該当するため、SME基準を適用することは妥当ではない。

④ 親会社がfull IFRSを適用している子会社の扱い

親会社がfull IFRSを適用している子会社については、その子会社自体がパブリック・アカウントビリティを有していないのであれば、SME基準の適用が禁じられるものではなく、

また、SME基準を適用している際には、SME基準の条項すべてに従わなければならないとされている。これは、公開草案へのコメントで、親会社がfull IFRSを適用している子会社の認識・測定はfull IFRSに拠り、開示だけを簡素化することも認められるという見解に対し、IASBが、会計方針の選択によって、本来、SME基準に拠るべき企業がfull IFRSを選択的に適用することやSMEとfull IFRSとの混成状態、良い所取りのような状況は望ましくないとしたためである。そのため連結子会社は、full IFRSをいつでも適用可能である状況下においてSME基準に拠ったのであればその旨を記載する。

(4) 財務諸表の体系

① 一般目的財務諸表と特別目的財務諸表

SME基準は、投資家、債権者、従業員をはじめとした広範な利用者が必要とする共通の情報である一般目的財務諸表を、SMEが作成するための基準である。したがって、配当可能利益計算目的や課税所得算定目的は、特別目的財務諸表の作成に該当する（一般目的財務諸表の損益額をスタートに、課税所得計算などを行うことは当然考えられる）。

② 包括利益計算書

SME基準は、2007年改訂のIAS第1号「財務諸表の表示」も踏まえて設定されたことから、包括利益計算書が財務諸表の体系に含まれている。業績を表すには、包括利益計算書だけの1種類で示すか又は損益計算書と包括利益計算書の2種類で表すことができる。また、財務諸表の名称が、貸借対照表及び損益計算書から変更されている。



Rex
Rep&Expert

REXアドバイザーズ

**公認会計士の
転職支援**

「今、資産税に強い会計士資格の人材が求められています」
事業承継、法人資産税、事業再生、M&A、ターンアラウンド

まずは
ご相談
から

転職相談REX

検索

www.career-adv.jp

特徴

相談重視 キャリア相談平均75分
活動を徹底サポート 担当2名制
忙しい候補者に代わってJOBサーチ

Rex Rep&Expert
■会計士の転職支援
■管理部門の人材紹介
厚生労働大臣許可 13-ユ-300031

平日20時以降、土曜日の面談可能●秘密厳守

株式会社 レックスアドバイザーズ
〒105-0013 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア Studio1807
TEL:03-3436-1721 FAX:03-3436-1722

③ 連結財務諸表

SME基準においても、親会社は連結財務諸表を作成する必要がある。ただし、当該親会社自身が実は子会社であり、かつ、最終的な真の親会社がfull IFRS又はSME基準で連結財務諸表を作成する場合、及び1年以内に売却を予定している子会社のみである場合は不要である。なお、公開草案から「SPE」に関する記述が追加されている。

④ 結合財務諸表

同一の投資家が支配する複数の企業を表す結合財務諸表の作成を、full IFRSで求めているために、SME基準においても求めてはいない。しかし、当該投資家の下、共同して経営されている実態を表すため結合財務諸表をSME基準に基づいて作成する場合には、一定の注記等による開示をし、作成することができる。

4 SME基準の会計処理

利用者のニーズとコスト・ベネフィットを考慮して、full IFRSとは別建てで設定されたSME基準について公開草案と比較しながら、その概略を記すこととする。

(1) 削除された項目

公開草案では、SMEには発生しない事項を削除し、該当する規定がSME基準にない場合には、full IFRSをクロスレファレンスにより参照することとしていた。しかし、SME基準では、クロスレファレンスをやめ、full IFRSとの別建て文書化を一層推し進めたことから、公開草案時にはfull IFRSをクロスレファレンスすることとされていた次の項目は、SME基準の各章で記述されることとなっ

ている。

- ① 持分決済型株式報酬（第26章にて記述）
- ② 現金選択権の付された株式報酬取引（第26章にて記述）
- ③ 農業の公正価値モデル（第34章にて記述）
- ④ 超インフレーション（第31章にて記述）
- ⑤ ファイナンス・リースの貸手（第20章にて記述）
- ⑥ 営業活動のキャッシュ・フロー報告に関する直接法（第7章にて記述）

そのため、最終的にSME基準にて削除された項目は、次のとおり。

- ① 1株当たり利益
- ② 中間財務報告
- ③ セグメント報告
- ④ 売却目的で保有する非流動資産

(2) 会計方針の選択に関する項目

公開草案では、複数の会計処理のうちから会計方針を選択できる場合には、より簡単な会計方針の選択による処理を記載し、その他の方法については、full IFRSをクロスレファレンスにより参照することとされていた。しかし、full IFRSとの別建て文書化を一層推し進めたことから、SME基準では、会計方針の選択に関してクロスレファレンスによる参照が削除され、次のように記述された。

- ① 関連会社の原価法、持分法、公正価値法に関する処理をすべて認め、記載した。
- ② 借入費用の費用処理のみを認め、借入費用の資産化を許容しないため、参照を削除した。
- ③ 開発費の資産化は認めないため、参照を削除した。
- ④ 無形資産の再評価モデルは認め

ないため、参照を削除した。

- ⑤ 投資不動産については、多大なコストと労力をかけずに信頼性のある公正価値で測定可能な場合には評価は公正価値モデルで行い、そうでなければ原価モデルで行うこととしたため、公正価値モデルによる測定の指針を記載した。
- ⑥ 共同支配企業に関するすべての処理を認め、記載した。
- ⑦ 営業活動のキャッシュ・フロー報告に関する直接法を、間接法に加えて認め、記載した。
- ⑧ 固定資産の再評価モデルは認めないため、参照を削除した。
- ⑨ IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」による処理を認めないため、参照を削除した。

なお、SME基準の代わりに、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の選択適用とfull IFRSへの参照が、唯一残ることとなった。

(3) 認識及び測定で簡素化された項目

SME基準は、full IFRSに規定される認識及び測定に関して簡素化されている。簡素化された主な項目は、次のとおりである。

① 金融商品

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」は、SMEにとっては負担が大きすぎるとの意見、特に、金融商品を4つの区分へ分類するときの複雑さ、認識の中止に関する「パススルー」及び「継続的関与」の判定基準並びにヘッジ会計の要件に関する詳細な計算が指摘されたため、これらの簡略化を行うこととした。なお、SME基準又はIAS第39号の選択適用を認めるとともに、IAS第39号を適用して会計処理したとしても、開示

をIFRS第7号「金融商品：開示」に準拠したものでなくともよいこととされている。

(a) 金融商品の4つの区分への分類：

特定の要件を満たす金融商品は、取得原価又は償却原価で測定し、他の金融商品は、損益計算書を通じて公正価値で測定することとした。IAS第39号の売却可能及び満期保有の分類は適用しないとするにより、企業の意図、キャッシュ・フローの予測及び一定のケースにおける会計上のペナルティなど、上記2つの分類に関連する複雑さが低減されている。

(b) 認識の中止：SME基準では、IAS第39号に規定される認識の中止に適用する「パススルー」及び「継続的関与」の規定を採用せず、簡素化した。

(c) ヘッジ会計：SME基準では、償却原価で測定される負債性金融商品の金利リスクのヘッジなどの、SMEが通常実行するヘッジの種類に焦点を当て、簡素化が行われている。

② のれん及び耐用年数を確定できない無形資産

公開草案においては、IFRS第3号「企業結合」で定めるのれんの回収可能価額の毎年の計算がSMEにとっては困難であるため、減損の兆候が存在する場合にのみ、のれんの回収可能価額を計算するような提案がなされていた。しかし、その後の検討を経て、上場会社等と比して、SMEにおける減損は実務上、情報の信頼性を欠くことなどを踏まえ、理論的な正確性よりもコスト・ベネフィットを優先し、正確に耐用年数が見積もれない場合には、最長10年にわたっ

て、のれんを償却することとなった。なお、償却アプローチであっても、兆候を基に減損を評価することとなる。

③ 研究開発費

IAS第38号「無形資産」は、すべての研究費を発生時点で費用処理することを要求するが、プロジェクトが技術的に実行可能となった後に発生する開発費については、資産化を求めている。SMEにはプロジェクトの実行可能性を評価できないとの意見、開発費のほんの一部だけを資産化しても有用な情報ではないとの意見、資産化した開発費に関する情報は、意思決定にほとんど使用しないという金融機関からの意見等を踏まえ、研究開発費は全額費用処理することとされた。なお、公開草案時にはIAS第38号をクロスレファレンスにより参照することとなっていた規定が削除されたため、開発費の資産化は認められないことになる。

④ 関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する会計処理

IAS第28号「関連会社に対する投資」により、関連会社に対する投資は持分法で、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」により、共同支配企業に対する投資については持分法又は比例連結のいずれかで会計処理する。しかし、SMEでは必要な情報の入手が困難であるため原価法を認めるべきとの意見や、金融機関等にとってはキャッシュ・フローや貸付担保の評価において、公正価値が適切との意見等を踏まえ、SME基準では、原価法又は損益計算書を通じての公正価値のいずれも使用できることとしている。ただし、公的な価格相場が存在する場合には、

適正な 不動産鑑定

会計監査適合

IFRS

低 価 法

減 損 会 計

現 物 出 資

資 産 除 去 債 務

特 定 公 益 法 人

様々な評価に対応

J-REIT

評価実績4位

全国をカバーする

大手鑑定機関



代表取締役 社長

森井 正典

信頼の実績



Since 1948

森井総合鑑定(株)

<http://www.maic.jp>

東京都中央区日本橋1-7-9 03-6214-1955
大阪府北区西天満2-6-8 06-6362-3303

測定の信頼性などの観点から、公正価値で会計処理を行うこととなる。

⑤ 売却目的で保有する非流動資産

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」では、売却目的で保有する非流動資産については減価償却をやめ、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方で測定して区分表示することになっており、公開草案でも、IFRS第5号と同様の取扱いを示していた。SME基準では、売却意思は減損で把握することとし、コスト・ベネフィットの観点から、売却目的で保有する非流動資産を区分表示しないこととなった。

⑥ 借入費用

IFIAS第23号「借入費用」では、企業は借入費用について、費用化又は資産化を選択することが可能であったが、2006年5月以降の新IAS第23号では、借入費用はすべて資産化されることとなった。SME基準では、コスト・ベネフィットの観点から、借入費用については費用化することとされた。

⑦ 法人所得税

IAS第12号「法人所得税」に定める「一時差異 (temporary difference) 法 (資産負債法)」は、SMEには適用が難しいため繰延税金を認識しない「当期支払税金 (current taxes payable) 法」を求める意見があったが、採用していない。

ただし、IAS第12号「法人所得税」について、基準の理解可能性を高めるための改訂公開草案が2009年3月に公表されたため、SME基準においても、当該公開草案の趣旨が踏まえられている (配当利益と配当以外利益で税率が異なる場合の測定などは

異なる)。

⑧ 農業

SME基準では、不活発な市場、発展途上国の測定に関する問題及びコスト・ベネフィットの観点から、相当な努力又は費用を必要とせず、容易に公正価値を測定できる場合のみ、SMEは損益を通じた公正価値を用いることとし、そうでない場合には、「原価・償却・減損」アプローチを適用することとした。

⑨ 従業員給付 (確定給付制度)

(a) IAS第19号「従業員給付」では、予測単位積増方式によって債務及び費用が測定されているが、SME基準においては、相当な労力とコストをかけずに情報が得られるのであれば、予測単位積増方式によることとされている。そして、情報を得ることが困難な場合には、将来の賃金上昇分等を考慮しない方式によって算定することとされている。

(b) IAS第19号「従業員給付」では、保険数理差損益の認識について、(a)発生した保険数理差損益の全額を損益計算書に直ちに計上する、(b)発生した保険数理差損益の全額をその他包括利益に計上する、(c)保険数理差損益を「回廊アプローチ」で遅延認識する、(d)前述した(c)よりも早い認識による体系的な方法で、保険数理差損益を損益に計上する、といった方法の中から選択できる。公開草案では、最も簡単な方法である(a)だけを求めているが、SME基準では、(b)も認められている。

(c) IAS第19号「従業員給付」では、過去勤務費用は定額法により費用として認識することとなっている

が、SME基準では、データ収集の困難性などに配慮して、直ちに損益として認識することとしている。

⑩ 株式報酬

IFRS第2号「株式報酬」では、従業員との持分決済型株式報酬取引に関して、付与される持分金融商品の公正価値を参照して測定することとされているが、公開草案では、測定日の公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、SMEに対し、本源的価値で持分金融商品の測定を容認することを提案していた。しかし、本源的価値の測定でもSMEにとっては困難ということから、コスト・ベネフィットの観点から、持分決済型株式報酬取引について、市場価格を基に費用が測定できるのであれば、当該費用を認識し、市場価格が把握できないのであれば、持分決済型株式報酬取引の経営者の最善の見積りによる公正価値により、費用を認識することとした。また、現金又は持分のいずれかで決済する選択権がある株式報酬では、企業が過去に持分商品を発行したことがある場合又は現金で決済することが経済的な実態を持たない場合を除き、現金決済として会計処理をする。

⑪ IFRSへの移行

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」では、IFRSの初度適用時には、最低でも1年分のIFRSによる比較情報を作成する必要があるとされているが、過年度の遡及情報の表示はSMEにとっては困難であることから、SME基準は、実務上不可能な場合として、適用免除規定を盛り込んでいる。

⑫ 投資不動産

IAS第40号「投資不動産」では、

「公正価値モデル」と「原価モデル」の選択適用が可能である。SME基準においては、会計方針の選択というよりも、相当なコストと労力をかけずに公正価値による測定が可能であれば、損益計算書を通じた公正価値により評価し、そうでなければ、原価モデルを採用することとなる。なお、IAS第40号とは異なり、たとえ原価モデルであっても、公正価値の開示は不要である。

⑬ 政府補助金

そもそもIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」は、改訂が必要な基準であるので参照することは不適切であるという意見もあった。そのため、IAS第20号で認めている複数の方法をやめ、SME基準では、すべての政府補助金は、補助金実施条件を企業が満たした場合、又は実施条件を課されていない場合には、企業が受入れ可能となった時に収益に計上するとされている。企業は、受領又は受領可能な資産の公正価値で補助金を測定することとなる。

⑭ オペレーティング・リース

SME基準では、もし、貸手への支払いが一般的な物価上昇を見込み、貸手の費用増加を補償するものであるならば、借手に対してオペレーティング・リースによるリース料の定額処理を求めている（物価上昇かどうか不明であれば定額処理を行う）。この例外処理は、IAS第17号「リース」にはない処理である。

⑮ 耐用年数、残存価額、及び償却方法の毎年の見直し

SME基準では、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」で求めている、有形固定資産及

び無形資産の耐用年数、残存価額、及び償却方法の毎年の見直しを求めず、最終報告日から重大な変更を示す兆候があった場合にのみ、これらを見直すこととしている。

以上

教材コード	J 0 2 0 5 4 0
研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	1単位